

令和 6 年11月定例会

建設委員会資料
(環 境 部)

秋田市災害廃棄物処理計画の見直しについて

1 概要

令和5年7月豪雨災害対応については、豪雨災害対応検証委員会が設置され、課題等を抽出・整理した上で、改善策を検討し秋田市地域防災計画等に反映させることとしている。

環境部では、同検証委員会の下部組織として、災害廃棄物処理部会を設置し、課題等を抽出し改善策を、地域防災計画を補完する計画として定めている秋田市災害廃棄物処理計画に反映させるため、見直しを進めている。

なお、とりまとめた素案については、11月に有識者から構成される秋田市廃棄物減量等推進審議会において、意見聴取したところである。

2 主な見直し事項

第2章 災害廃棄物対策

- 2 組織体制・指揮命令系統・担当別業務概要
- 6 地域別仮置場の必要面積、候補地および保管能力

第3章 災害廃棄物処理行動

- 1 災害廃棄物対策班の設置等
- 4 災害廃棄物の排出方法の周知
- 7 収集運搬体制の管理

3 スケジュール

令和6年11月	秋田市廃棄物減量等推進審議会にて意見聴取
12月	市議会に素案を報告
12月下旬～	市民100人会で意見聴取（1月中旬まで）
令和7年2月	原案とりまとめ
3月	市議会に原案を報告
	改定（地域防災計画の改定と同時期）

該当箇所	素案	秋田市災害廃棄物処理計画（平成３０年１０月）																																										
第２章 ２ (P13)	２　組織体制・指揮命令系統・担当別業務概要 （２）　担当別業務概要 環境部災害廃棄物対策班各担当の主要な業務を表 2-2-1 に示します。 表 2-2-1　環境部災害廃棄物対策班の業務内容	２　組織体制・指揮命令系統・担当別業務概要 （２）　担当別業務概要 環境部災害廃棄物対策班各担当の主要な業務を表 2-2-1 に示します。 表 2-2-1　環境部災害廃棄物対策班の業務内容																																										
	<table><tr><th>担当</th><th>対応課所</th><th>業務内容</th></tr><tr><td>指揮担当</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>庶務担当</td><td>環境総務課</td><td>①～⑤（略） ⑥他都市からの支援およびボランティア等の受入・配置 ⑦他都市等への支援 ⑧災害廃棄物等の収集運搬 ⑨仮置場の開設および運営 ⑩災害廃棄物発生状況調査</td></tr><tr><td>収集運搬担当</td><td>環境都市推進課</td><td>①災害廃棄物等<u>処理</u>業務の管理 ②（略） ③災害廃棄物等の収集運搬の統括 ④～⑪（略） ⑫広報に関する計画と実施 ⑬市民等からの相談対応 ⑭仮置場の選定・確保の協議および開設・運営の統括 ⑮（略） ⑯災害廃棄物発生状況調査の統括</td></tr><tr><td>調査指導担当</td><td>廃棄物対策課</td><td>①～③（略） ④仮置場の選定・確保の協議および開設・運営 ⑤災害廃棄物等の収集運搬 ⑥災害廃棄物発生状況調査 ⑦仮設処理施設設置<u>運営</u>事務</td></tr><tr><td>環境対策担当</td><td>環境保全課</td><td>①（略） ②災害廃棄物等の収集運搬 ③仮置場の開設および運営 ④災害廃棄物発生状況調査</td></tr><tr><td>施設担当</td><td>総合環境センター</td><td>①～⑤（略） ⑥仮設処理施設（<u>焼却施設</u>）の運営</td></tr></table>	担当	対応課所	業務内容	指揮担当	（略）	（略）	庶務担当	環境総務課	①～⑤（略） ⑥他都市からの支援およびボランティア等の受入・配置 ⑦他都市等への支援 ⑧災害廃棄物等の収集運搬 ⑨仮置場の開設および運営 ⑩災害廃棄物発生状況調査	収集運搬担当	環境都市推進課	①災害廃棄物等 <u>処理</u> 業務の管理 ②（略） ③災害廃棄物等の収集運搬の統括 ④～⑪（略） ⑫広報に関する計画と実施 ⑬市民等からの相談対応 ⑭仮置場の選定・確保の協議および開設・運営の統括 ⑮（略） ⑯災害廃棄物発生状況調査の統括	調査指導担当	廃棄物対策課	①～③（略） ④仮置場の選定・確保の協議および開設・運営 ⑤災害廃棄物等の収集運搬 ⑥災害廃棄物発生状況調査 ⑦仮設処理施設設置 <u>運営</u> 事務	環境対策担当	環境保全課	①（略） ②災害廃棄物等の収集運搬 ③仮置場の開設および運営 ④災害廃棄物発生状況調査	施設担当	総合環境センター	①～⑤（略） ⑥仮設処理施設（ <u>焼却施設</u> ）の運営	<table><tr><th>担当</th><th>対応課所</th><th>業務内容</th></tr><tr><td>指揮担当</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>庶務担当</td><td>環境総務課</td><td>①～⑤（略） ⑥広報に関する計画と実施 ⑦他都市からの支援およびボランティア等の受入・配置 ⑧他都市等への支援</td></tr><tr><td>収集運搬担当</td><td>環境都市推進課</td><td>①災害廃棄物等<u>収集運搬</u>業務の管理 ②（略） ③災害廃棄物等の収集運搬 ④～⑪（略） ⑫市民等からの相談対応 ⑬被災地状況調査 ⑭仮置場の選定・確保についての協議、開設および運営 ⑮（略）</td></tr><tr><td>調査指導担当</td><td>廃棄物対策課</td><td>①～③（略） ④被災地状況調査 ⑤仮置場の選定・確保についての協議、開設および運営 ⑥仮設処理施設設置<u>運営</u>事務</td></tr><tr><td>環境対策担当</td><td>環境保全課</td><td>①（略）</td></tr><tr><td>施設担当</td><td>総合環境センター</td><td>①～⑤（略） ⑥仮設処理施設の運営</td></tr></table>	担当	対応課所	業務内容	指揮担当	（略）	（略）	庶務担当	環境総務課	①～⑤（略） ⑥広報に関する計画と実施 ⑦他都市からの支援およびボランティア等の受入・配置 ⑧他都市等への支援	収集運搬担当	環境都市推進課	①災害廃棄物等 <u>収集運搬</u> 業務の管理 ②（略） ③災害廃棄物等の収集運搬 ④～⑪（略） ⑫市民等からの相談対応 ⑬被災地状況調査 ⑭仮置場の選定・確保についての協議、開設および運営 ⑮（略）	調査指導担当	廃棄物対策課	①～③（略） ④被災地状況調査 ⑤仮置場の選定・確保についての協議、開設および運営 ⑥仮設処理施設設置 <u>運営</u> 事務	環境対策担当	環境保全課	①（略）	施設担当	総合環境センター	①～⑤（略） ⑥仮設処理施設の運営
	担当	対応課所	業務内容																																									
	指揮担当	（略）	（略）																																									
	庶務担当	環境総務課	①～⑤（略） ⑥他都市からの支援およびボランティア等の受入・配置 ⑦他都市等への支援 ⑧災害廃棄物等の収集運搬 ⑨仮置場の開設および運営 ⑩災害廃棄物発生状況調査																																									
	収集運搬担当	環境都市推進課	①災害廃棄物等 <u>処理</u> 業務の管理 ②（略） ③災害廃棄物等の収集運搬の統括 ④～⑪（略） ⑫広報に関する計画と実施 ⑬市民等からの相談対応 ⑭仮置場の選定・確保の協議および開設・運営の統括 ⑮（略） ⑯災害廃棄物発生状況調査の統括																																									
	調査指導担当	廃棄物対策課	①～③（略） ④仮置場の選定・確保の協議および開設・運営 ⑤災害廃棄物等の収集運搬 ⑥災害廃棄物発生状況調査 ⑦仮設処理施設設置 <u>運営</u> 事務																																									
	環境対策担当	環境保全課	①（略） ②災害廃棄物等の収集運搬 ③仮置場の開設および運営 ④災害廃棄物発生状況調査																																									
	施設担当	総合環境センター	①～⑤（略） ⑥仮設処理施設（ <u>焼却施設</u> ）の運営																																									
	担当	対応課所	業務内容																																									
指揮担当	（略）	（略）																																										
庶務担当	環境総務課	①～⑤（略） ⑥広報に関する計画と実施 ⑦他都市からの支援およびボランティア等の受入・配置 ⑧他都市等への支援																																										
収集運搬担当	環境都市推進課	①災害廃棄物等 <u>収集運搬</u> 業務の管理 ②（略） ③災害廃棄物等の収集運搬 ④～⑪（略） ⑫市民等からの相談対応 ⑬被災地状況調査 ⑭仮置場の選定・確保についての協議、開設および運営 ⑮（略）																																										
調査指導担当	廃棄物対策課	①～③（略） ④被災地状況調査 ⑤仮置場の選定・確保についての協議、開設および運営 ⑥仮設処理施設設置 <u>運営</u> 事務																																										
環境対策担当	環境保全課	①（略）																																										
施設担当	総合環境センター	①～⑤（略） ⑥仮設処理施設の運営																																										
	※「災害廃棄物等の収集運搬」「仮置場の運営」は、環境部外の応援（動員）職員の従事を検討します。																																											

秋田市災害廃棄物処理計画新旧対照表（抜粋）

該当箇所	素案	秋田市災害廃棄物処理計画（平成30年10月）																												
第2章 6 (P20)	6 地域別仮置場の必要面積、候補地および保管能力 (1) 仮置場の分類と定義 表 2-6-1 住民用仮置場の役割、設置事例等 <table><tr><td>管理主体</td><td>(略)</td></tr><tr><td>役割</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置時期</td><td>①災害の規模や発災状況に応じ、発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ②運営・管理に相当な人的資源を必要とすることから、ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。</td></tr><tr><td>留意点</td><td>①～⑤ (略) ⑥廃棄物処理業者と意見交換をしながら、搬出時を見すえ運営方法を検討する。 令和5年7月豪雨 秋田市 見せごみ※の設置事例</td></tr><tr><td>規模</td><td>(略)</td></tr><tr><td>稼働設備</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置事例</td><td>令和5年7月豪雨 秋田市 住民用仮置場</td></tr></table>	管理主体	(略)	役割	(略)	設置時期	①災害の規模や発災状況に応じ、発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ②運営・管理に相当な人的資源を必要とすることから、ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。	留意点	①～⑤ (略) ⑥廃棄物処理業者と意見交換をしながら、搬出時を見すえ運営方法を検討する。 令和5年7月豪雨 秋田市 見せごみ※の設置事例	規模	(略)	稼働設備	(略)	設置事例	令和5年7月豪雨 秋田市 住民用仮置場	6 地域別仮置場の必要面積、候補地および保管能力 (1) 仮置場の分類と定義 表 2-6-1 住民用仮置場の役割、設置事例等 <table><tr><td>管理主体</td><td>(略)</td></tr><tr><td>役割</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置時期</td><td>①発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ②ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。</td></tr><tr><td>留意点</td><td>①～⑤ (略) 平成28年熊本地震 益城町 見せごみ※の設置事例</td></tr><tr><td>規模</td><td>(略)</td></tr><tr><td>稼働設備</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置事例</td><td>平成28年熊本地震 益城町 出典：災害廃棄物処理情報サイト 環境省修正 平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について 災害廃棄物の分別</td></tr></table>	管理主体	(略)	役割	(略)	設置時期	①発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ②ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。	留意点	①～⑤ (略) 平成28年熊本地震 益城町 見せごみ※の設置事例	規模	(略)	稼働設備	(略)	設置事例	平成28年熊本地震 益城町 出典：災害廃棄物処理情報サイト 環境省修正 平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について 災害廃棄物の分別
管理主体	(略)																													
役割	(略)																													
設置時期	①災害の規模や発災状況に応じ、発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ②運営・管理に相当な人的資源を必要とすることから、ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。																													
留意点	①～⑤ (略) ⑥廃棄物処理業者と意見交換をしながら、搬出時を見すえ運営方法を検討する。 令和5年7月豪雨 秋田市 見せごみ※の設置事例																													
規模	(略)																													
稼働設備	(略)																													
設置事例	令和5年7月豪雨 秋田市 住民用仮置場																													
管理主体	(略)																													
役割	(略)																													
設置時期	①発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ②ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。																													
留意点	①～⑤ (略) 平成28年熊本地震 益城町 見せごみ※の設置事例																													
規模	(略)																													
稼働設備	(略)																													
設置事例	平成28年熊本地震 益城町 出典：災害廃棄物処理情報サイト 環境省修正 平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について 災害廃棄物の分別																													
(P21)	表 2-6-2 一次仮置場の役割、設置事例等 <table><tr><td>管理主体</td><td>(略)</td></tr><tr><td>役割</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置時期</td><td>(略)</td></tr><tr><td>留意点</td><td>①～② (略) ③火災防止や搬入時の渋滞緩和の視点から管理運営の実績のある民間団体などと平時から意見交換を実施しながら運営方法を明確化する。 ④災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール（車両重量計）を設置する場合がある。 ⑤搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ⑥処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。</td></tr><tr><td>規模</td><td>(略)</td></tr><tr><td>稼働設備</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置事例</td><td>令和5年7月豪雨 秋田市 旧空港跡地 仮置場（受入期間中）</td></tr></table>	管理主体	(略)	役割	(略)	設置時期	(略)	留意点	①～② (略) ③火災防止や搬入時の渋滞緩和の視点から管理運営の実績のある民間団体などと平時から意見交換を実施しながら運営方法を明確化する。 ④災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール（車両重量計）を設置する場合がある。 ⑤搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ⑥処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。	規模	(略)	稼働設備	(略)	設置事例	令和5年7月豪雨 秋田市 旧空港跡地 仮置場（受入期間中）	表 2-6-2 一次仮置場の役割、設置事例等 <table><tr><td>管理主体</td><td>(略)</td></tr><tr><td>役割</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置時期</td><td>(略)</td></tr><tr><td>留意点</td><td>①～② (略) ③災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール（車両重量計）を設置する場合がある。 ④搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ⑤処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。</td></tr><tr><td>規模</td><td>(略)</td></tr><tr><td>稼働設備</td><td>(略)</td></tr><tr><td>設置事例</td><td>平成28年熊本地震 西原村 東日本大震災 岩手県岩泉町 宮城県亘理町 出展：災害廃棄物処理情報サイト 環境省：仮置場の処理完了前後</td></tr></table>	管理主体	(略)	役割	(略)	設置時期	(略)	留意点	①～② (略) ③災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール（車両重量計）を設置する場合がある。 ④搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ⑤処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。	規模	(略)	稼働設備	(略)	設置事例	平成28年熊本地震 西原村 東日本大震災 岩手県岩泉町 宮城県亘理町 出展：災害廃棄物処理情報サイト 環境省：仮置場の処理完了前後
管理主体	(略)																													
役割	(略)																													
設置時期	(略)																													
留意点	①～② (略) ③火災防止や搬入時の渋滞緩和の視点から管理運営の実績のある民間団体などと平時から意見交換を実施しながら運営方法を明確化する。 ④災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール（車両重量計）を設置する場合がある。 ⑤搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ⑥処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。																													
規模	(略)																													
稼働設備	(略)																													
設置事例	令和5年7月豪雨 秋田市 旧空港跡地 仮置場（受入期間中）																													
管理主体	(略)																													
役割	(略)																													
設置時期	(略)																													
留意点	①～② (略) ③災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケール（車両重量計）を設置する場合がある。 ④搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ⑤処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。																													
規模	(略)																													
稼働設備	(略)																													
設置事例	平成28年熊本地震 西原村 東日本大震災 岩手県岩泉町 宮城県亘理町 出展：災害廃棄物処理情報サイト 環境省：仮置場の処理完了前後																													

秋田市災害廃棄物処理計画新旧対照表（抜粋）

該当箇所	素案	秋田市災害廃棄物処理計画（平成３０年１０月）
第３章 (P45)	第３章 災害廃棄物処理行動 担当別の業務概要と業務開始目標 １ 災害廃棄物対策班の設置等 (１)～(３) (略) (４) 支援要請する民間事業者等との連絡調整 収集運搬・調査指導 ６時間☆ ２ 被害状況の確認 (１)～(２) (略) (３) 収集運搬の委託業者および許可業者被害状況把握等 収集運搬・調査指導 12 時間 (４) 災害廃棄物発生状況調査 ４担当 24 時間☆ ３ (略) ４ 災害廃棄物の排出方針の周知 収集運搬 24 時間☆ ５ 災害廃棄物、避難所ごみおよびし尿発生量の算定 ６ ごみ処理施設の処理可能量の算定 ７ 収集運搬体制の管理 (１) 災害廃棄物の収集運搬 ４担当※ 72 時間☆ ８ 処理方針および処理スケジュールの策定 ９ 広域処理の検討と実施 10 民間事業者連携の検討と実施 (略) 1 週間☆ 11 仮設処理施設の検討と実施 (１)～(３) (略) (４) 仮設処理施設の運営管理 調査指導・施設 12 地域別仮置場の選定および管理運営 (１)-1 地域別仮置場の選定 (地震) (略) (１)-2 地域別仮置場の選定 (水害) 収集運搬、調査指導 72 時間☆ (２) 仮置場の管理運営 ４担当※ (略) 72 時間☆ (略) 13 処理フローの策定 14 分別処理および再資源化の実施 15 損壊家屋等の解体・撤去 (１) (略) (２) 緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去 収集運搬・調査指導・環境対策 (略) 16 有害廃棄物・危険物、処理困難廃棄物、津波堆積物、思い出の品等の処理 17 他都市からの支援および派遣の受入れと活用 (１) 他都市からの支援・派遣 (略) 1 週間☆ (２) その他支援・派遣 (略) 1 週間☆ 18 相談窓口の設置と運営 19 市民への広報 収集運搬 (略) 20 災害廃棄物処理実行計画の策定 ※ 「災害廃棄物等の収集運搬」「仮置場の運営」は、環境部外の応援（動員）職員の従事を検討します。	第３章 災害廃棄物処理行動 担当別の業務該当と業務開始目標 １ 災害廃棄物対策班の設置等 (１)～(３) (略) ２ 被害状況の確認 (１)～(２) (略) (３) 収集運搬の委託業者および許可業者被害状況把握 収集運搬 12 時間 (４) ごみ収集ルート of 被害状況の把握 収集運搬・調査指導 24 時間☆ ３ (略) ４ 災害廃棄物、避難所ごみおよびし尿発生量の算定 ５ ごみ処理施設の処理可能量の算定 ６ 収集運搬体制の管理 ７ 処理方針および処理スケジュールの策定 ８ 広域処理の検討と実施 ９ 民間事業者活用の検討と実施 (略) 1 か月☆ 10 仮設処理施設の検討と実施 (１)～(３) (略) (４) 仮設処理施設の運営管理 施設 11 地域別仮置場の選定および管理運営 (１) 地域別仮置場の選定 (２) 仮置場の管理運営 (略) 1 週間☆ (略) 12 処理フローの策定 13 分別処理および再資源化の実施 14 損壊家屋等の解体・撤去 (１) (略) (２) 緊急を要さない損壊家屋等の解体・撤去 調査指導・環境対策 (略) 15 有害廃棄物・危険物、処理困難廃棄物、津波堆積物、思い出の品等の処理 16 他都市からの支援および派遣の受入れと活用 (１) 他都市からの支援・派遣 (略) 1 か月☆ (２) その他支援・派遣 (略) 1 か月☆ 17 相談窓口の設置と運営 18 市民への広報 庶務 (略) 19 災害廃棄物処理実行計画の策定

秋田市災害廃棄物処理計画新旧対照表（抜粋）

該当箇所	素案	秋田市災害廃棄物処理計画（平成３０年１０月）
第３章 １ （P46）	１ 災害廃棄物対策班の設置等 <u>（４）支援要請する民間事業者等との連絡調整</u> <u>収集運搬担当および調査指導担当は、支援要請予定の団体等へその方針を連絡するとともに、要請内容決定後は、円滑な処理体制構築に向けて、綿密な打合せを実施し、日々の情報共有や課題の洗い出しを行い、災害廃棄物の処理の準備を進めます。</u> <u>実施者 収集運搬担当および調査指導担当</u> <u>対応の目安 発災後６時間以内 以後随時</u> （略）	１ 災害廃棄物対策班の設置等 <u>（新設）</u>
４ （P49）	４ 災害廃棄物の排出方針の周知 <u>災害時は、大量に災害廃棄物が発生します。</u> <u>こうした災害廃棄物は、排出者による仮置場への自己搬入を原則とします。</u> <u>災害の種類や集積所の状況などを踏まえて、災害廃棄物の排出方針を決定し、市民に対して、あらゆる手段を通して周知します。やむをえず自宅からの搬出が困難な高齢世帯等を対象に、戸別収集の実施を検討します。</u> <u>排出方針の周知にあたっては、仮置場に搬入できないごみの種類を明確にし、不適正な搬入がなされないよう特に留意します。また、災害廃棄物の収集を優先するため、腐敗性が少なく市民生活に影響が少ない資源化物の収集を一時中止するときは、市民への周知を徹底します。</u> <u>実施者 収集運搬担当</u> <u>対応の目安 発災後 24 時間以内</u>	<u>（新設）</u>
第３章 ７ （P57）	<u>７ 収集運搬体制の管理</u> 収集運搬担当は、災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、災害発生後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。 <u>原則として、被災者自らにより仮置場へ自己搬入することとし、戸別収集については、やむをえず自身による搬入ができない高齢世帯等の被災者に限定して対応します。</u> 災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員および車両等の体制では困難であるため、人員の増員、車両の手配や重機を用いる等の対応を行います。 <u>協力の要請にあたっては、人員・車両・重機の効果を最大限発揮できるよう、被災エリア別の収集や収集対象仮置場の選定などの棲み分けを実施し、早期の収集完了を図ります。</u> <u>表 3-7-1 令和５年７月豪雨の際の収集運搬体制（略）</u> <u>災害廃棄物の収集運搬は、原則として、車両・重機の効果を最大限発揮できるよう行いますが、人員が必要でやむを得ない場合は、安全対策を十分確保した上で、収集運搬担当、調査指導担当、庶務担当、環境対策担当による実施について、ボランティアとの連携を含めて検討します。</u> <u>実施者 収集運搬担当、調査指導担当、庶務担当、環境対策担当</u> <u>対応の目安 発災後１週間以内（以後適宜検討を行う。）</u>	<u>６ 収集運搬体制の管理</u> 収集運搬担当は、災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするために、災害発生後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。 災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員および車両等の体制では困難であるため、人員の増員、車両の手配や重機を用いる等の対応を行います。

ごみ処理広域化検討状況の中間報告について

1 趣旨

ごみ処理広域化の検討については、令和6年6月定例会建設委員会で報告したスケジュールのとおり、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会において協議を進めており、その検討状況について中間報告を行うもの。

2 これまでの取組

(1) 第1回協議会（5月16日）の開催

各副市町村長を委員とし設立した協議会の第1回では、今年度末に、広域化に係る方針を「(仮称)ごみ処理広域化協定」としてとりまとめることを目指し、スケジュールや進め方について合意したほか、環境省が制定した「広域化・集約化に係る手引き」に準じた検討項目を論点として、協議を行った。

(2) ごみ処理広域化検討支援業務契約締結（6月末）および報告書納品（9月末）

広域化に伴う検討項目を協議するため必要な各種データの調査・予測等を専門コンサルタントに委託し、ごみ処理広域化検討支援業務委託報告書(別紙1参照)が納品された。

(3) 第2回協議会（10月18日）の開催

第2回では、専門コンサルタント同席のもと、報告書について説明を受け、検討項目の判断に資するよう内容の理解を深め、各市町村ごとに第3回の協議会で見解を示すための主要な論点を共有した。

(4) 第3回協議会（11月8日）の開催

主要な論点について、各自治体から見解の表明があり、意見交換および総合調整を行った。

3 ごみ処理広域化方針策定に向けた検討項目

(1) 広域化・集約化の方式

- ・「大都市受入方式」とし、「焼却ごみ」（家庭系と事業系）を対象に秋田市が受け入れるものとする。

(2) 施設建設候補地

- ・財政負担の抑制を図るため、ブロック内の焼却施設を秋田市の新たな焼却施設に集約し、準備手続や施設の状況を総合的に勘案の上、令和17年度稼働開始を目指し、稼働開始と同時に焼却ごみの広域的な焼却処理を開始する。なお、広域化の実施までの間、各焼却施設の維持管理については、従前通り各運営主体がその費用を負担する。

(3) 費用負担

- ・新炉建設に当たっては、ブロック内の人口減少に伴う財政規模の縮小を想定し、必要最小規模とし、最大限の財政負担の抑制を図るものとする。
- ・新炉に係る建設費・処理費・維持管理費については、各自治体が適正に分担するものとする。

(4) ごみ分別区分・有料化

- ・新炉の処理方式に応じ、適切な分別区分を設定するものとする。
- ・建設費および維持管理費の縮減を目指し、必要最小限の焼却施設とすることや有利な財源である国の交付金を活用するため、すべての自治体で供用開始にあわせてプラスチック分別収集を実施する。
- ・生活系可燃ごみの有料化については、積極的に国の交付金を活用するため、すべての自治体の実施する。

(5) ごみの収集運搬

- ・ブロック内の効率的な収集運搬のために、中継施設を設置することとし、設置場所等については、潟上市と八郎湖周辺清掃事務組合構成自治体が主体となって今後協議を進め、その協議結果を踏まえ新施設稼働スケジュールに影響が生じないように速やかに協議会において決定する。

(6) 住民理解の促進

- ・広域化の実施に当たっては、適切に情報の共有を行うとともに、各自治体の責任において住民に対する説明を行うものとする。
- ・住民説明の手法等について、ブロック内の住民の公平性を担保する観点から一定の統一性を持ったものとする。

(7) 災害時の対応

- ・大規模災害時は、各自治体間で情報共有を図り、災害ごみを適正に処理できるよう相互に協力するものとする。

(8) その他

- ・ブロック全体に関わる啓発の実施等その他の今後検討が必要な事項については、協議を継続していくこととする。

4 今後の流れ

別紙2「(仮称) ごみ処理広域化協定策定フロー」のとおり

ごみ処理広域化検討支援業務報告書の概要について

1 業務の目的・概要

ごみ処理広域化に伴う検討事項を協議するために、必要な各種データの調査・予測等を行い、協議会の決定に資する報告書の作成を、廃棄物の専門コンサルタントである一般財団法人日本環境衛生センターに委託したもの。

2 ごみ焼却施設の現状とごみ焼却量の将来予測等

(1) ごみ焼却施設の現状

	秋田市総合環境センター	潟上市クリーンセンター	八郎湖周辺クリーンセンター
稼働開始年度	平成14(2002)年度	昭和58(1983)年度	平成20(2008)年度
処理能力	460t/日(230t/日、2炉)	60 t/日(30t/16h、2炉)	60 t/日(30t/日、2炉)

(2) ごみ焼却量の将来予測等 単位:t (必要となる処理能力【t/日】)

	秋田市	潟上市	八郎湖	合計
令和4年度	92,549(320)	9,649(34)	13,279(46)	-
令和17年度	79,615(275)	7,999(28)	9,640(34)	97,254(337)

※事業実施に必要な調査・工事期間、国交付金の活用手続、現施設の老朽化状況から、最適な稼働開始年度は、令和17年度とされており、これにあわせ当該年度の焼却量予測をしている。

3 広域化の必要性と財政的なメリット

国の通知では、ごみ処理の広域化により、持続可能な適正処理の確保や、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討することが必要とされている。また、施設整備にかかる国の交付金の要件として、広域化の具体的な検討が必要とされており、報告書では、ごみ焼却量をベースに財政的なメリットを次のように試算した。

(単位：億円【事業費ベース】)

	建設費				運営費 (20年間)
		処理能力	建設費	実質負担	
広域化しない 場合	秋田市	275t	293.8		138.1
	潟上市	28t	60.5		28.4
	八郎湖	34t	67.6		31.8
	計		421.9		198.3
広域化する 場合		336t	318.9	151.1	149.9
広域化によるスケールメリット			103.0		48.4

※ 建設費は、近年の事例から処理能力と建設費の近似式を設定し、令和6年9月の段階で推計した。近年は建設費が高騰しており、これを上回ることが想定される。運営費は、近年の事例から20年で建設費の47%になると設定し推計した。

※ 実質負担は、建設費から交付金と起債、元利償還金に対する交付税措置分を除いた市町村が実質的に負担する額である。

4 本報告書における広域化の主な検討項目

(1) ごみ処理有料化

施設整備に係る交付金の申請に際し、新施設を利用する全自治体が生活系可燃ごみの有料化をしていない場合、交付対象額に上限が設けられる可能性がある。

すべての自治体で、施設稼働開始までに有料化を実施する必要がある。

(2) ごみの収集運搬の効率化

国の資料では、ごみの収集運搬の効率化を図り、市民サービスを維持するため、輸送距離が18キロメートルを超える場合、比較的小さい収集車両から大型のコンテナ車に積替えする中継施設の導入を検討すべきとされている。

市役所・役場と秋田市溶融施設の道路距離（片道）および往復に要する時間

	潟上	男鹿	五城目	八郎潟	井川	大潟
秋田市溶融施設との距離(km)	36	48	38	40	35	54
往復に要する時間(分)	108	145	115	120	106	161

5 焼却処理体制の検討

以上の前提を元に、新施設稼働と同時にブロック全体の可燃ごみを処理する場合（ケース1）と、処理能力を抑えるためごみが減った段階で八郎湖のごみを受け入れる場合（ケース2）、および中継施設の設置箇所数（ケースA・B）により事業費の検討を行った。

ケース1	令和17年度稼働と同時にブロック全体の可燃ごみを処理する	A) 潟上市と八郎湖周辺清掃事務組合にそれぞれ中継施設を建設
		B) 潟上市に中継施設を建設し、八郎湖周辺清掃事務組合構成市町村が搬入
ケース2	令和17年度稼働と同時に秋田市と潟上市の可燃ごみを処理し、後から八郎湖周辺清掃事務組合の可燃ごみも処理する	A) 潟上市と八郎湖周辺清掃事務組合にそれぞれ中継施設を建設
		B) 潟上市に中継施設を建設し、八郎湖周辺清掃事務組合構成市町村が搬入

6 広域化による費用の検討

（単位：億円）

ケース	広域化しない			1-A			1-B			2-A			2-B		
事業費	653			560			550			570			562		
各事業費	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ	α	β	γ
	435	90	128	384	67	109	384	59	107	384	68	118	384	64	114

※1 α = 秋田市、 β = 潟上市、 γ = 八郎湖周辺清掃事務組合自治体

※2 比較検討のため、「事業費＝調査計画費＋建設費＋20年間の運営費等」で試算

7 総括

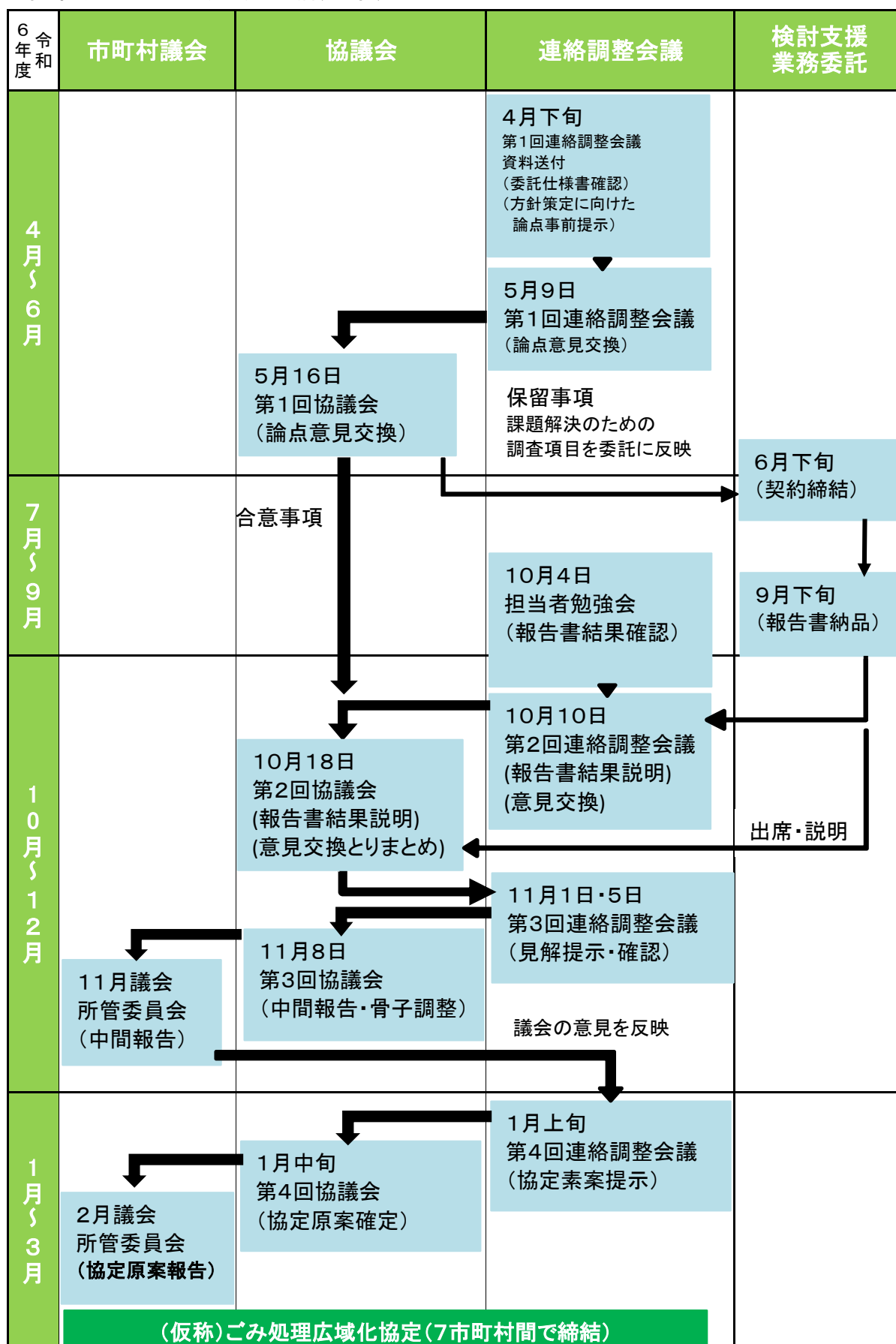
報告書の試算では、ケース1-Bの令和17年度稼働と同時にブロック全体の可燃ごみを処理し、潟上市に中継施設を建設し、八郎湖周辺清掃事務組合構成市町村が搬入する場合の費用が最も安い結果となった。

8 その他

交付金を活用するためには、プラスチックごみ分別収集の実施が要件となる。

(仮称)ごみ処理広域化協定策定フロー

別紙2



※記載の月日等は、協議の進行状況によって適宜見直しする可能性があります。